



風の便り(第89号)

発行日:平成 19 年5月

発行者:三浦 清一郎

社会教育の視点で読む「改正教育基本法」

—新しい思想は何を、どう変え得るのか?—

本論は第26回中国・四国・九州地区生涯学習実践研究交流会の「特別報告」に提出した研究小論を
加筆修正したものです。「視点」を限定しましたので、たとえば「教育の国家統制」に関する危惧など、各読者
からのご注文の問題点に分析が及んでいないところがありますがご理解ください。

Ⅰ 教育目標は分かりやすく分類され、「愛国心」問題もバランスが取れています

1 第1条の「目的」は第2条の目標で箇条書きに
分類され、達成すべき教育成果の中身を5点に分
類しています。中身がより具体的に記述されたので、
各項目についての賛否はともかく、とても分かりやす
くなりました。

2 新設された「教育の目標」は以下の5点であり、
改正前の文言を噛み砕いて新しく加えられた「キー
ワード」は「アンダーライン」の部分です。

(第2条の2項～5項)

一 幅広い教養と知識を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身
体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び
生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形
成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平
和と発展に寄与する態度を養うこと。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 目 次 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

- 社会教育の視点で読む「改正教育基本法」—新しい思想は何を、どう変え得るのか? P1
- 第26回生涯学習実践研究交流会総括「Ⅰ」「現実」が先、「現場」が先、「問題」が先 P12
- 第26回生涯学習実践研究交流会総括「Ⅱ」「選択」と「集中」と「複合化」 P14
- Message To and From P17
- 編集後記: 神様がくれた時間 P18

3 筆者の独断による荒っぽいまとめですが、5項目の文言を総括的に「翻訳」すれば、教育の目標は次の5つに分類できます

***教育を通して実現すべき5つの目標**

第1は「自己研鑽」: 自分の潜在能力を最大限に伸ばせ！

第2は「自己責任」: 人生は自分の責任で生きることがを学べ！

第3は「社会参画」: 社会の理念を学び、社会を支える一員になれ！

第4は「生命尊重・自然保護」: 自分を含めて自然を守ることを学べ！

第5は「日本第一主義と国際協調」: 一番大事なのは日本、しかし、世界ともそつなく付き合うことも学べ！

4 イデオロギー論争の元になる「愛国心」教育は第5項に関係しています。強調されたことは、明らかに「日本第一主義」ですが、「他国尊重」と「国際平和の発展に寄与」という文言を並列することによって、日本主義が過剰な強調にならぬようバランスを

取り、日本が他国の文化・文物に優越するという「国粹主義」に傾くことへの抑制は表現上きちんと配慮されています。

5 第3項に「男女の平等」を改めて特筆・挿入したのは、農耕社会としての歴史が長い日本が、筋肉の優位を誇る男が主導権を握る「筋肉文化」に如何に拘束されて来たかを物語っているのでしょうか。特に、農村に代表される筋肉文化を今日まで修正することができなかった日本は、今や、女性に拒否された農業後継者の結婚難によって日本の農業そのものが廃絶の瀬戸際に追い込まれています。また、家庭に代表される私的領域における男女共同参画は、法の建前からほど遠く、遅々として進まず、非婚化も、晩婚化も、熟年離婚も、少子化も、周知の通りです。男女平等の理念が「改正基本法」に入ったということは、上記諸問題の解決のカギは女性が握っているということによりやく気づいたということです。教育は、学校における「家庭科」や「技術化」の男女共習のように、子ども達が大人になるのを待つような効き目しかありません。「筋肉文化」で生まれ育った大人世代が死に絶える頃には女性の対等の出番が実現することでしょう。

II 「生涯学習」を教育分野だけで論じていいのでしょうか！？

1 「生涯学習」の登場は技術革新の結果の「必然」であって、個人に対する「勉学のすすめ」や学びの「心構え」ではありません

(新設)(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

改正基本法の3条に「生涯学習」の理念がうたわれたことは、「格段の進歩」である、とある社会教育大会の講演でお聞きました。「概念」が認知されたことは確かに進歩ではあるでしょうが、条文を読めば明らかに概念整理が不十分であると思います。「生涯学習」理念の登場の背景は、個人の必要より

社会の必要が先でした。その主要目的は今回の改正法が強調しているような個人の人生の「心構え」でも、個人の一生を通した「学習のススメ」でもありません。「人は生涯にわたって学び続けるべきである」という「学習のススメ」は、今に始ったことではありません。人が学び続けることが望ましいのは、生涯学

習に関係なく、いつの時代も同じでした。”人間一生勉強じゃ！”というのがそれでした。「人格を磨く」ための「心構え」でいいのであれば、「生涯学習」でなく、「一生勉強・一生修行」で十分であった筈です。

「生涯学習」も、「生涯教育」も絶えざる技術革新によって「変化の連鎖」が続く時代が生み出した必然の概念だった筈です。その目的は、社会の発展を促し、絶えざる社会システムの変革・革新だった筈です。個人がその生涯に亘って己の人格を磨くために導入された概念では断じてありません。生涯学習も、生涯教育も、知識の陳腐化を防ぎ、変化への適応が不可欠になった時代の社会的要因であり、経済的条件です。それゆえ、“生涯にわたった”「学習」も「教育」も、ともに教育概念であると同時に社会・経済的概念でもあります。

「継続教育」や「リカレント(回帰)学習」の「呼び方」はその象徴です。教育の「継続」や学習者の絶えざる学習への「回帰」が強調されたのは、経済システムや産業構造の変化が加速し、人々がかつて受けた「教育」や「トレーニング」が次々に「有効性」を失ったからです。再教育や再トレーニングを導入しなければ、社会も、経済も絶対に「廻らなくなった」からです。当然、個人も、組織も加速する変化に「適応」するためには、特別のシステムやプログラムなしには間に合わないのです。その仕組みを支える

理念こそが生涯教育であり、生涯学習です。用語はアメリカの議論の行方に倣って、日本も、国民の「選択の自由」を重視した「生涯学習」に統一したことは周知のところですが、かくして、生涯学習も、生涯教育も一方では確かに教育概念ですが、他方では、既存の教育の枠を越えた概念なのです。

条文の言う通り、己の選択によって、生涯学習に勤しむものは、その成果として、「自己の人格」を磨き、「豊かな人生」を送ることができるようになるかもしれません。しかし、それは結果論であって、今回の改正案に「生涯学習」概念を導入した目的ではない筈です。生涯学習・生涯教育の概念の登場は、国家・社会の技術の革新を止めることなく、国際社会における競争力を維持し、社会・経済システムの発展を持続することを最大の目的としているのです。生涯学習も、生涯教育も教育概念であると同時に、「技術革新」や「社会システム改善」を持続させる不可欠な社会・経済的概念になるというのはそういう意味です。

それゆえ、当然のことですが、人々の生活における生涯学習「機能」も、生涯学習「実践」も、現行行政の「分業」の枠を超え、文部科学省の行政責任の範囲を超えています。だからこそ、「あらゆる機会に、あらゆる場所において」学習を保障しなければならないというたわれているのです。

2 生涯学習施策は「首長部局」に移さなくていいのでしょうか？

教育基本法が論じる「あらゆる機会」、「あらゆる場所」における「教育」は、現行の教育システムの枠を超えて「生涯学習」を規定しなければならないことを意味しています。「再教育」や「継続教育」や「リカレント教育」の用語に代表される「生涯学習」は、『連続』を意味し、社会のあらゆる分野を貫徹しているのです。それゆえ、現行の教育行政の枠内で生涯学習を論じている限り、国民の生活全分野にまたがる生涯学習支援の保障は出来ないのです。生涯学習の必要性は、厚生労働行政にも、農林水産行政にも、環境行政にも、企業にも、貫徹しています。通常の教育システムの外でも、生涯学習は、当然、存在し、当然、機能すべきなのです。「生涯学習」の言う「学習」概念は、現行行政が発想する通常教育概念の枠を超えてしまったのです。「生涯学習」

が教育概念であって、しかも教育概念を越えているというのはそういう意味です。教育基本法だけで生涯学習や生涯教育を規定した時の論理上の矛盾がここに生じるのです。

「あらゆる機会」、「あらゆる場所」での生涯学習という表現が、『連続』をカギとしながら、社会のあらゆる分野を貫徹した概念であることを前提とすれば、「教育基本法」の枠の中に「生涯学習」を閉じ込めることはできないのです。第三条の条文からは現行の「教育」の外にも「生涯学習」の「機能」や「実践」はあるのだ、ということを伺い知ることはできないでしょう。生涯学習「機能」の多面性、その「実践」の全分野性を考えれば、生涯学習施策を統合する役割と責任は「首長部局」に移さなくていいのか、という疑問も生じざるを得ないのです。

日本社会の生涯学習のあり方を論じるためには、かつて、中曽根総理大臣の下で臨時教育審議会が招集され、生涯学習の振興が論議された視点に戻らなければなりません。総理大臣の下でなければ、国民生活の全分野、したがって、各種行政分野にまたがる生涯学習の振興は論じられないからです。生涯学習は社会全体、生活の全分野にまたがる課題です。教育分野だけの課題に留まる筈はないのです。

現行のいわゆる「生涯学習振興法」を廃止して、教育基本法とは別個に全省庁が加わった全く新しい「生涯学習振興法」を制定する必要は今も残って

いるのです。個人の学習や福祉のためだけであれば、自己責任が強調される時代に、国家が人生のあらゆる機会に個人の学習を保障する必然性も、義務もない筈です。「生涯学習」は教育の枠を越えて、「社会」の全分野を網羅し、その維持・発展のために不可欠な「再学習・再教育」・「継続学習・継続教育」の概念なのです。誠に皮肉なことです。「生涯学習」を「教育法」や「教育行政」の枠の中で論じている限り、教育の生涯学習化はできますが、教育以外の分野を包摂した生涯学習社会は実現しないのです。

3 どうしても教育基本法に残すというのであれば……

技術革新を中心とした時代の絶えざる変化が「生涯学習」登場の必然をもたらしたという理解に間違いがなければ、「生涯学習」は「集団」と「個」；「社会」と「個人」の双方に貢献しなければなりません。決して個人の「人格を磨いたり」、「豊かな人生を送る」ためだけが目的ではありません。生涯学習の振興は教育基本法とは別個に、生涯学習振興法でうたうべきだと思いますが、どうしても「生涯学習」概念を教育基本法に残すのであれば、その挿入に際して、国民一人一人の「個」に着目した表現に止めず、「社会の視点」を追加すべきだったと思います。

法律の文言として適切であるか、否かは専門家の判断を仰ぐとしても、例えば、現行の個人の学習・教育だけに注目した「人格を磨き」の文言は省略し、その代わりに「技術革新に伴う」とか、あるいは「地球時代の」「絶えざる変化のなかで」という「変化の視点」を加え、生涯学習を通して「社会の発展に寄与する」という「社会の視点」を目的に追加すべきでしょう。仮に、筆者の提案を文章化すれば、第二条は次のようになるべきであったと思います。

（試案）（生涯学習の理念）

第2条 技術革新に伴う絶えざる変化のなかで、国民一人一人が、社会の発展に寄与し、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

Ⅲ 第12条：「社会教育」の概念は整理不十分

「社会において行なわれる教育」と「社会教育」は異なっていますー

（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行なわれる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって「社会教育」の振興に努めなければならない。

(改正前)

第7条(社会教育)家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 (改正後と同じ) (カギかっこ、かこみ、下線は筆者)

1 「社会において行われる教育」は「広く」、文科省が所管する「社会教育」は「せまい」。第12条の表題となった「社会教育」はどっちにするのでしょうか！！??

改正教育基本法は、「家庭教育」概念を新たに第10条に取り出したため、旧第7条の「社会教育」の説明を簡略化しました。その結果、以前は「家庭教育」や「勤労の場所」を含んで、曖昧のままに残されて来た概念の未整理が見えて来たのです。それは第1項で使われている「社会において行なわれる教育」と第2項で使われている「社会教育」は異なる概念であるということです。前者は旧法で「勤労の場所」を含んでいたことから分かるように、「社会全体」を覆い、後者は教育行政の及ぶ範囲に限定されます。このように違った概念が第12条の社会教育を説明しようとするのですから、矛盾が増幅されるのです。

「生涯学習」概念は「時間」に照らして「いつでも学べること」を重視した「学習」のあり方を規定しています。これに対して第12条の第1項で用いられた「社会において行なわれる教育」は「場所」に照らして、「どこでも学べること」を重視した教育を規定しています。前者は「学習者」の主体性を重視し、後者は「社会での教育機会」の充実を重視している違いがあるので、当然、同じ概念ではありませんが、意味するところは極めて類似しているのです。生涯学習を生涯教育と言い換えてみれば、「生涯にわたって行なわれる教育」と「社会において行なわれる教育」と表現は違っても、前者は「時間」、後者は「場所」を強調しているのであって、意味はほとんど変わらないことが分かります。「生涯学習」も、「社会にお

いて行われる教育」も、12条冒頭の表現の通り、「個人の要望や社会の要望にこたえたもの」であることは言うまでもありません。(「個人と社会の要望にこたえる」ということこそが第3条「生涯学習」の項の説明であるべきだったのです。)

しかし、12条の問題は、同じ「社会教育」を規定した条項でありながら、第12条の第1項と第2項で用いられた概念の範囲が異なっているということです。第1項で使われた「社会において行われる教育」と第2項の「社会教育」の範囲は大いに違うのです。「生涯学習」が時と所を選ばないように、「社会において行なわれる教育」も時と所を選びません。ところが、第2項で使われた「社会教育」は、図書館、博物館、公民館など説明文言に例示された社会教育施設群に制約を受けています。ここで言う「社会教育」は、社会教育施設の種類の象徴しているように、文部科学省が管轄する範囲に限定されているのです。学習機会の提供や教育という機能に着目すれば、「社会教育」には、「教育行政が管轄する」教育と「教育行政の管轄外で行われる教育」があります。第2項のいう「社会教育」は前者です。限定の仕方は、「社会教育」＝「教育行政が管轄する社会で行なわれる教育」―「学校教育」という図式で示すことができます。



2 「社会で行われている教育」を第12条の「社会教育」と等値しようとするのであれば、社会教育行政は「首長部局」に移管すべきです

欧米など多くの国々は対象によって定義する成人教育や青少年教育のような呼び方が一般的です。これに対して日本の社会教育は学習が行われる

「場所」による規定です。それゆえ、学校と対置した「社会教育」になるのです。「社会という広い『場所』で行われる教育」から「学校教育」を引いた残りが

「社会において行われる教育」なのです。それゆえ、「社会において行われる教育」は第12条第2項で用いられた文科省所管の「社会教育」より遥かに広い概念なのです。同じ文言なので混乱しますが、改正教育基本法の第12条第1項が言う社会教育は「社会で行われる教育」であり、ほとんど生涯教育に近く、文部科学省が管轄している第2項の「社会教育」は現行文部科学行政の守備範囲に限定された極めて狭い教育なのです。教育行政の中の「社会教育」が「生涯学習」を支えることができないのは当然なのです。厚生労働省が所管する「健康教育」、「職業教育」、農林水産省が行う「農業技術教育」、その他「消費者教育」、「環境教育」などは、文科省が所管する第2項の「社会教育」には含まれませんが、「社会において行われる教育」であることは言うまでもありません。

かくして、第1項でいう「社会において行われる教育」は、学校教育以外は生涯教育と重なり、生涯学

習を支える教育システムになりうるのです。それゆえ、人々の生涯学習は「生涯にわたって社会において行われる教育」によってその大半（生涯学習は当然、学校教育も含んでいます）を支えることが可能です。一方、文部科学省が所管する現行の社会教育の守備範囲だけでは、「生涯学習」も、「社会において行われる教育」も到底カバーすることはできません。それゆえ、現行の教育行政に位置づけられた「生涯学習課」や「社会教育課」をもって、国民の「生涯学習」実践を支援し、「社会において行われる教育」を振興することには大いに無理があるのです。現在の教育行政は「首長部局」にある教育機能にはほとんど全く関わることはできないからです。ここにも「社会教育」機能を社会教育行政の専門家チームごと「首長部局」に移行すべきであるという論理の背景があるのです。（*注 もちろん、社会教育法以下関連の法律は改正しなければなりません。）

Ⅳ 「家庭教育」（第10条）と「幼児期の教育」（第11条）はなぜ新設されたのか！？

新設（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。（下線は筆者）

新設（幼児期の教育）

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。（下線は筆者）

1 危機意識の表明：「幼児教育」は危機的で、「家庭教育力」は限界なのです！

第10条と第11条は関係者の危機意識の表明です。そして表明された危機意識は正当です。「幼児教育」は危機的で、「家庭教育力」は限界なのです！「家庭教育」条項も、「幼児教育」条項も、現状の「家庭教育」がダメだから新設せざるを得なかったのです。その目的は、遠くは「少子化の防止」、近くは子どもの発達支援のためでしょう。しかし、過保護は3世代続いています。子どもの実態を見れば、

現代の家庭の教育力が如何に頼りにならないかは明らかでしょう。多くの子どもの「体力」も、「耐性」も貧しく、幼少年教育の失敗は、社会を脅かし始めたのです。発達上の「体験の欠損」は子どもの全生活分野に亘り、社会規範が身に付いていない青少年の非行・犯罪、社会的不適応の実情を見れば、まさに「教育公害」の兆しであると言って過言ではないでしょう。

「家庭教育」の条項の新設は、日本の家庭教育の追いつめられた状況が反映されているのです。「幼児期の教育」の特設も、現在の「家庭の教育力」に見切りをつけたということです。しかし、第10条及び第11条を新設しただけでは「家庭教育」も「幼児教育」も立ち直りません。

「早寝、早起き、朝ご飯」がスローガンになっているということは、それができていないという現実を前提としています。同じように、第10条の条文にうたわれた「生活習慣の確立」も、「自立心の育成」も、「心身の調和のとれた発達」もできていないからこそ、「基本法」が注意を喚起しているのです。

2 「風土」と「教育論」の弁証法

「風土」は「教育」の考え方、「子どもの見方」に影響し、逆に、一度形成された教育観や子ども観は「風土」の特性を制約します。相互に影響し合うのは「風土」と「教育論」の弁証法と呼んでいいでしょう。「子宝の風土」の「家庭教育」は基本的に世間が築いたもので、家庭が築いたものではないのです。ここでいう世間とは近代の「寺子屋」や「学校」に代表された第3者の「守役」です。かつては「ご養育係」とか「ご指南番」とかも呼ばれていました。それゆえ、「家庭教育」の立て直しは、厳しい「守役」を復活し、かつての「子ども宿」のように「一人前」の「トレーニング」のために、子どもを家庭から離すことです。「放課後子どもプラン」、「通学合宿」、長期の野外教育などを適切に組み合わせ、実行できれば、方法上のモデルになり得るでしょう。「守役」の意見と「子

ども宿」の実績がやがて「教育世論」を形成し、「家庭教育」のあり方に影響を及ぼして行くのです。

「家庭教育」が崩れたのは、「守役」が消滅したからです。仰ぐべき子育てのモデルがない以上、もはや家庭に呼びかけても、説教してもだめなのです。主役の保護者は「我が子中心主義」ですから、「守役」が形成した教育世論が消滅した後は、基本的にわがままで勝手な要求を出します。戦後教育は「教育の民主主義」によって親のわがままと勝手を「民意」として受容しました。結果的に、あらゆる教育・指導が自己中心的な保護者の要求に振り回されるようになったのです。「守役」の崩壊は、「児童中心主義」を採用した学校に最大の原因がありますが、親もまた「共犯」です。親のわがままと勝手が「守役」であるべき学校を振り回すようになり、結果的に、「守り役」自身を無力化したのです。

3 “親がなければ子は育つ”

極論のそしりは甘受しますが、学校を無力化したのは、学校自身が信奉した「児童中心主義」と「教育の民主主義」です。学校は、見ての通り、児童中心主義に振り回され、保護者に振り回されています。「子宝の風土」では親があるから子どもに甘くなり、「一人前」のトレーニングがおろそかになり、子どもが真っ当に育たないのです。「子宝の風土」の親は「過保護」で、「過干渉」で、子どものなすがままの「放任」であることも多いのです。家庭教育が間違っているから「養育」の努力が「教育力」にならないのです。間違っている「家庭教育」を修正しないで、「家庭教育」の振興だけを唱えれば、ますます「過保護」と「放任」が同時進行し、悪循環の結果、家庭は自らの子どもに泣かされることになるのです。過保護が3代続いて、今や、ほとんどの親が「かわいい子には

旅」も「辛さに耐えて丈夫にそだてよ」も「他人の飯」も信じてはいません。まして実行はできません。それゆえ、今の日本の多くの家庭では、“親がなければ子は育つ”のです。

かつて、多くの人々がその日の暮らしに追われ、人生が50年であった時代は、「人の情け」と「貧乏という先生」によって、「親はなくとも子は育った」のですが、今は、逆になりました。個人の価値を過剰に尊重することによって家庭教育は極端な「我が子主義」に傾き、「貧乏という先生」が時代の舞台を退場して、子宝の風土は過保護に対する社会条件上のブレーキを失ったのです。しかも、教育界が信奉する欧米型の「児童中心主義」は、「子」は「宝」であるという風土の発想に屋上屋を重ねる形で、「子どもが中心で良いのだ」という感情と論理を煽ったの

で、歯止めのない家庭の過保護を助長する「アクセル」の機能を果たしたのです。それゆえ、法律が、いくら家庭に呼びかけたところでもはや過保護は止められず、家庭は「一人前」を育成する教育力は持ち得ないのです。「教育力」とは、「可愛い子には旅」を始めとする上記の子育ての各種格言を実行する「プログラム」を意味するものだからです。

この論理が分からない限り、いくら「基本法」に盛り込んだところで家庭の「教育力」は復活せず、幼児教育の方向転換も起こり得ないのです。緊急の処

方は学校や社会教育における「守役」機能の復活と「養育の社会化」です。子どもを家庭から離して「一人前」のトレーニングを社会に託することです。親が子育てを抱え込んでいる限り、「宝」を守ることにのみこだわる「子宝の風土」は「一人前」を育てきれないのです。そのためにも、男女共同参画を念頭に置いた「養育の社会化」が必要なのです。学校や保育所や社会教育プログラムや総合的な『放課後子どもプラン』の中身と方法が問われる所以です。

4 「家庭教育の自主性を尊重」すれば、「家庭教育」も学校も崩壊に近づくでしょう

「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」という第11条の指摘はまさにその通りです。しかし、幼児教育は危機的状況にあるのです。保育所も学校も「児童中心主義」を「指導者中心主義」に転換し、「一人前」を育てるトレーナーとして断固保護者と向き合うべきなのです。幼児教育関係者も、学校教育関係者も、幼少年教育に関わる社会教育の関係者も、保護者の意見を聞くことをやめなければなりません。「子宝の風土」の「教育民主主義」は親のわがままや勝手に振り回されるだけです。にもかかわらず、今回、「基本法」にまで「家庭教育の自主性を尊重する」という文言が入りました。教育の民主主義やプライバシー尊重の建前は「つらい」ことです。今や、家庭という私的領域には、男女共同参画も、教育も、児童虐待の監督者ですらも、滅多なことではさわれなくなりました。

敗戦を契機に過去に蓄積して来た子育てや教育の知恵を投げ捨てて以来、過保護が3代、教育における民主主義が3代続いて、子どもに朝ご飯を食べさせなくても、給食費を払わなくても、時に虐待が疑われた場合でも、もはや家庭には誰もさわれなくなりました。結果的に、今や、誰も家庭教育を否定することはできず、家庭は外の意見を聞く耳を持ちません。にもかかわらず教育行政では、保護者の意見を入れて学校を運営しようという時代錯誤がまかり通っています。

子どもは「社会の視点」を忘れたに留まらず、親への尊敬も、教師への尊敬も教わってはず、親を助けることも、教師に従うことも学んでいません。結果

的に、子どもの多くは、自己中心的で、独り立ちができず、「一人前」にならず、親の苦労は延々と続きます。子どもが自分の支えにならず、育てた甲斐がないと感じ始めた瞬間から、親の中で「心理的少子化」が始まるのです。子どものことで苦労ばかりが続けば、多くの親が次の子どもを育てたいとは思わないでしょう。法律の上にだけ、出来もしない「家庭教育」の重要性をうたったところで、少子化の防止になることなど夢のまた夢です。

大事なのは第11条第2項の「下線部：その他適切な方法によって」です。改正法には、第17条に国は『教育振興基本計画』を作ることがうたわれましたが、その中身こそが『勝負』の分かれ目でしょう。「幼児期の教育」に「子どもの視点」より「社会の視点」を導入し、保育所も、幼稚園も、学校も「守役」の任務を自覚し、「生活習慣の確立」も、「自立心の育成」も「半強制的」に生活の「型」として叩き込み、「家庭教育の自主性を尊重しないこと」こそが「幼児教育」復活のカギなのです。もちろん、子どもが「一人前」にならなかったときの責任は「守役」にあります。保育所も学校も、戦後教育が意識的に、あるいは無意識的に継承して来た欧米型の教育論を再点検しなければならないのです。幼少年教育の再生は幼少年教育論の解体から始めなければならないのです。果たして筆者の論理は文科省や「教育再生会議」に通じるでしょうか！！！！？？？通じなければ日本の「教育公害」は不可避です。

V 「連携」と「協力」を拒否したのは学校です

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割における役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

1 学校の無関心-教育行政の不作为

意外なことでしたが、改正教育基本法は、第13条に学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力をうたいました。遅きに失したと言いたところですが、コミュニティ・スクールの推進や少子化防止の「放課後子どもプラン」などが念頭にあるのであれば、天晴れ、上々のことです。しかし、単なる理念上の一般論であれば、これまで通り、ほとんど何の意味も持たないことは戦後の教育行政史が証明したところでしょう。

「連携と協力」の理念は様々な教育事業の冒頭の主催者あいさつで紋切り型の「空念仏」のように繰り返され、ほとんど全く実現しなかったスローガン

です。これまでの社会教育の歴史から明らかなように、「連携」にも、「協力」にも無関心で、社会教育からのラブコールを一切無視して、「学社」の連携を拒否し続けて来たのは常に「学校」でした。そうした学校に対して、国、地方を問わず、教育行政は全く有効な指導ができず、また指導の意欲も感じられませんでした。「学校教育と社会教育は車の両輪」という歌い文句もまた空念仏以外の何ものでもありませんでした。学校はいまだに放課後や休暇中の「子育て支援プログラム」に施設を開放することすら稀なのです。

2 「コーディネート機能」の不在-連携を進めるべき責任者の不在

「連携」の必要性は、誰一人反対しない理念であつても、周知の通りスローガンだけが踊って法律にうたわれた3者の「連携」も「協力」も進みませんでした。学校の地域社会に対する無関心と学校教育以外の分野での家庭とのつながりはゼロに近く、そうした姿勢を放置し、学校の不作为を黙認して来た文部行政と地方教育委員会の責任は大きいのです。条文は「努めるものとする」の主語が「学校と家庭と地域住民その他の関係者」となっていますが、最大の責任者は行政でしょう。行政がその必要を認知しないものは、学校教育も社会教育も、もち

ろん家庭(PTA)も本気ではやらないのです。この条文には責任者が明記されていないのです。条文は一番「かなめ」になる主語を落としているのです。あるいは「コーディネート」機能の重要性の指摘が落ちている、と言ってもいいでしょう。従って、条文の冒頭は「教育行政」を加えて、「教育行政」は「学校、家庭および地域の連携と協力を支援・推進する……」という意味に変更するか、あるいは、第2項を新設して「連携・協力」が必要な関係者に対する「教育行政の適正な支援」の必要性をうたうべきだったと思います。

3 生涯学習支援のための「教育」概念の拡大

-教育行政以外の行政分野が関与する生涯学習支援との連携を言わなくてもいいのか？-

第3条に生涯学習を入れた以上、改正法に使われた「教育」概念は従来の固定的教育概念の枠

を拡大しなければなりません。「社会において行われる教育」と「社会教育」の概念がその範囲におい

て全く異なっていることは先述の通りです。例えば、この条項でうたわれた「連携と協力」が行政上の教育分野に限定されて解釈されれば、今後とも『放課後児童健全育成事業』（学童保育）に対する冷たい仕打ちが続くことになるでしょう。従来の「教育」概念に則れば、それが教育機能に関係するか、否かではなく、教育行政の管轄内であるか、否かで支援の是非を決めてきました。したがって、新しく生まれた教育機能は常に教育行政から無視されたのです。また、学校は、地域や家庭に対して、当該の事象が教育機能であるか、否かではなく、学校教育に関係するか、否かで協力や連携の姿勢が決めてきました。家庭教育に密接な関係を持ちながら学童保育に対する支援を無視し続けたのはそのためです。

学童保育が象徴する子育て支援プログラムが家庭にも地域にも教育にも関係がないとすれば、この条項でうたわれた家庭とか、地域はいったい何をさすのでしょうか？また、学童保育の法律上の根拠になっている「放課後の児童健全育成」は「教育」ではないとでも言い張るのでしょうか？13条の新設は論理的には大歓迎ですが、教育行政以外の行政分野が関与する生涯学習支援との連携を言わなくてもいいのでしょうか？筆者が「幼老共生」を掲げて、「豊津寺子屋」で実践しているように、高齢者の活

力の維持や回復は福祉と連携しなくてもいいのでしょうか？アメリカのコミュニティ・スクールが実行しているように、学校のランチルームを開けて、宅配弁当の代わりに、高齢者に温かい給食を子ども達と一緒に食べてもらうような施策は考えられないのでしょうか？学校施設を開放し、子育て支援を男女共同参画とつなげて、子どもの支援と女性の支援をドッキングすれば、国の「放課後子どもプラン」になるのではないのでしょうか？学童保育に“親身になって”学校施設を開放できた時、学校は初めてコミュニティのための学校に変わるのではないのでしょうか？

以上のようなことを実現するため、教育の概念を生涯学習時代に即して拡大して解釈し、「基本計画」のどこかであきらかにするのでしょうか？また、生涯学習社会の実現をうたった以上、他行政の教育機能を敵視するかのごとき従来の教育行政の縦割りや縄張り意識は変わるのでしょうか？学校教育と社会教育を分離して来た教育行政内部の縦割りを改め、学校と社会教育は真に車の両輪になるのでしょうか？「連携」の不可欠をうたった項目は、よくぞ新設したという思いもありますが、ここでもまた真の評価は、17条に規定された「教育振興基本計画」の中身を見てからの結果になるのでしょうか。

Ⅵ 第17条教育振興基本計画の「点検不可欠」事項

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 （省略）

第17条の新設は異例のことです。「改正基本法」の思想に則って「教育振興基本計画」を定めることを政府に義務づけ、国会に報告し、公表することを義務づけたのです。「基本法」の思想を実践に“翻訳”する際の中身と方法が公表されるようにな

ったのです。法律の背景を為す思想の肉付けは計画の具体的内容と実践の方法によって再度国民の前に問おうとしているのです。歓迎すべき画期的な決断だったと思います。

1 「生涯学習」理念に則って「教育」の概念を広く提示できるでしょうか？

社会のあらゆる分野で従来の分業や役割分担が崩れ、「無境界化」現象は顕著です。「国際化」も、「学際化」も、「業際化」も留まるところを知りません。教育行政だけが「教育」機能を担当するという時代は疾うに終わりました。あらゆる分野を網羅した生涯学習理念が登場せざるを得なかったのはそのためです。それゆえ、基本計画の作成にあたっては、第一に、国民の生涯学習支援は現行の教育法の範囲にだけ収まるものではないことに留意すべきでしょう。従って、従来の社会教育行政は、生涯学習支援行政として「首長部局」へ移管すべきだという

論議は今後とも繰り返し出てくるものと想定されます。せめて、教育行政以外の他部局の教育機能との「連携・協力」の推進は法の精神の中にきちんと具体化しておいてもらいたいものです。

また、従来のように学校教育偏重の教育委員会制度が続くようであれば、10条、11条、特に13条の「連携・協力」の規定などは絵に描いた餅に終わることは明らかであり、教育委員会制度そのものを「学校教育委員会」に縮小するという視点も必要になるでしょう。

2 「教育」支援の「無境界化」

第二に、第13条のような幅広い問題を規定する時には、そこで用いられる「教育」の概念は生涯学習を支援するシステムとして従来の考え方より「広義」に使用・解釈が行われることが重要です。例えば、保育所や学童保育は厚生行政に所属していますが、その中身は教育と基本的に変わりはありません。「保育」と「教育」の「無境界化」が起こっているのです。幼保一元化案が出てくるのは当然なのです。学童保育の法律上の目的表現も「放課後児童の健全育成」(児童福祉法第6条)であり、これもまた広義の教育機能に含まれるべきことは当然なの

です。「放課後子どもプラン」はこのことによりやく気づいた施策でしたが、実施にあたって、行政の縦割りの壁がいかにともし難いことは周知の通りです。似たようなことは、環境行政が担当する環境教育にも、厚生行政が展開する健康教育にも起こりうることでしょう。

統合時代の流れに反しますが、現在の文部科学省を「学校教育省」とその他の「生涯学習支援、文化振興、科学技術振興に関する省」に分割することも一考であるかもしれません。

3 下位法との整合性が重要になります

教育行政の管轄範囲の外でさまざまな教育機能が実現しつつある現在、本稿で指摘した概念の違いや曖昧さは、社会教育法や図書館法など下位の個別法を修正・制定し直す際に大いに妨げになるでしょう。末端で教育実務に携わる関係者や国民・学習者の理解を制約しないためにも、生涯学習や「社会で行われる教育」が教育行政の範囲だけで行われるものでないことを、「連携の対象名」の

例示や学習機会の「提供者名」の例示をするなど、文言表現の上で分かりやすく再整理することが不可欠になります。新しい状況が出現しても、新しい仕事の必要が生じて、行政関係者はかならず法治国家の原則を持ち出し、法律の「どこに書いてありますか？」といいます。法の文言で表示しない限り行政は仕事をしないということを国民は肝に銘じておくべきなのです。

4 計画の定期点検

技術革新の高度化・複雑化に伴って、社会変化はますますその範囲と速度を増して行くことでし

う。働き方も、学び方も多様化し、複線化して行くことは間違いないでしょう。結果的に、人々の暮らし

方全体が多様化し、複線化して行く筈です。定期点検の視点は盛り込まれませんでした。社会の変化を見越した生涯学習支援のための振興基本計画は定期的に見直すことが不可欠だと思います。当然、変化の著しい分野は事前に想定できる訳で

すから、全体点検は10年に1回で良いとしても、「子育て支援」や「環境」や「IT」や「男女共同参画」など刻々と状況が変わる分野は3年に1回とか5年に1回の頻度で順繰りに見直して行くことが重要だと思います。

5 重要概念の欠落

改正案には、人々の生き方や社会的仕組みの変化を踏まえた「ボランティア」や「NPO」や学習施設運営の「民営化(指定管理者制度)」などについての記述が全く出てきませんでした。ボランティアは高齢社会の活力を支える『核』になります。また、「NPO」活動の6～7割は生涯学習関連の分野です。さらに、生涯学習を保障できる社会を目指しながら、少なくとも地方の現状は、「社会教育」の公的施設

を次々と指定管理者制度の下に民営化しています。指定管理には賛成ですが、管理の中身と方法と質をどのように確保するのでしょうか。これからの生涯学習の活動やその支援に上記の要因や概念が不可欠であることは論をまたないでしょう。法案提出者の発想はいまだ時代の変化に十分対応していないのです。教育の振興計画では絶対に落すことのないよう配慮してほしいものです。

第26回生涯学習実践研究交流会総括「I」

「現実」が先、「現場」が先、「問題」が先



第26回生涯学習実践研究交流会の「NPO の挑戦と創造に学ぶ」インタビュー・ダイアログ(特別企画)から改めて強烈に教えられたことがありました。それは、新しい事象に関しては、研究の創意も、方法論の開発も、中身の工夫も、「現実」が先、「現場」が先、「問題」が先ということです。

もちろん、かつて教育実習に行く学生を観察していた頃から、実際に教壇に立って、子どもに触れた前とあとでは大部分の学生の授業に対する態度や理論的な分析や方法論に対する興味と関心の持ち方が大きく変わることよく知っていました。また、「風の便り」に書き綴ってきた多くの「分析」や「批判」や「提案」も、自分自身が実際に施策の「現場」に触れる機会を得られなかったならば、決して書くことが出来なかっただろうと思ひ当たることも多いのです。今回は4人の実践家の報告を通して改めて「現場」の重みを思い知りました。

◆1◆ 「やったことのないことはできない」

何度も書きましたが、子どもはもちろん、大人も同様に、自分でやったことのないことはできません。それが教育・指導の第一原則です。自己体験がいかに重要であるかは表記の表現に尽きるのです。それは学問上の分析や方法論の開発についても同じであることを今大会の司会を通して改めて痛感

させられました。佐賀のNPO法人「スチューデント・サポートフェイス:SSF」(谷口仁史代表)が提起した、不登校児に対する『来訪型支援』から『訪問型支援』への転換は、まさしく実践を通して開発された方法論の典型です。「訪問型支援」について、彼らが進めて来た実際の効果と実績を見せられれば、

いかに現行の相談事業やカウンセリングサービスが役に立たないかは一目瞭然でしょう。SSFの訪問型支援による社会復帰率は90パーセントなのです。現行の相談システムは「相談件数や相談時間」を評価の基準としているが、問題は「子どもが社会や学校に復帰できたか、否か」なのです、という谷口さんの批判は強烈でした。相談事業の関係者はこの批判にどう答えるのでしょうか？

現に、子どもの社会的不適応の件数は減っていないのです。現行のシステムがいかに金とエネルギーの無駄を積み重ねて来たかを思い知らされる事実ではないでしょうか。通常、日本語として使われる「アカウンタビリティ」は、「説明責任」と訳されていますが、アメリカの教育事業では経済学的意味も含めて「教育投資の妥当性：投資に見合った効果を上げているか、否か」という意味に使われる場合が多いのです。

言われてみれば、コロンブスの卵であるが、多くの子ども達は“相談に出かけられない”からこそ「不登校」であり、「引き籠り」なのです。彼らが来訪するのを待っているだけでは、「待っている時間の中で」、多くの問題をさらに悪化させてしまうのです。「訪問型支援」は「訪問」することによって状況が分かり、クライアントのニーズを把握し、そこからアプローチの方法を工夫・開発して来たのである。専門家も、相談システムの関係者もこの単純な事実を把握することが出来ないでいるのです。現行の相談事業の多くはアカウンタビリティが低いのに、方法論の転換が出来ないのです。理由はたった一つでしょう。「現実」が先、「現場」が先、「問題」が先という原則を実行に移さなかったからです。新しい事象に対処するには、色々な角度からの試行錯誤が必要で、「やってみなければわからないこと」も多いのです。

◆2◆

「方法」は「対象」が教えてくれる —通常の問題は蓄積された知識が解く。

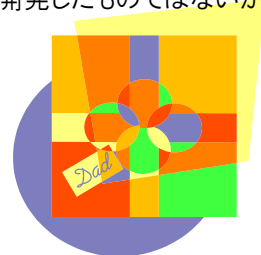
新しい問題は Client-Oriented Approach でなければ解けない。

広島 の NPO 法人コーチズ(児玉宏代表)のアプローチも谷口氏の場合とほぼ同じでした。彼は「方法」は「対象」が教えてくれる、と断言しています。おそらく、通常の問題は蓄積された知識が解いてくれることでしょう。しかし、「これまで存在しなかった新しい問題」に対しては Client-Oriented Approach でなければ適切な答えを導き出すことは難しいのです。言い換えれば、対象に接してみなければ対象に最も適した「やり方」を生み出すことは出来ない、ということです。

このようにして「ガンバルーン」は生まれました。「ガンバルーン」は柔らかい小型のボールです。高齢者の健康体操に使用されます。ガンバルーンを使うとゲーム感覚で楽しみながら高齢者が無理なく運動が出来るようになるので一石二鳥なのです。効果は抜群なのでしょう。既に NPO コーチズは8万個を売り上げ、おかげで食えるようになりました、と児玉氏は笑っていらっしゃいました。

「座・ソーラン」もクライアントの状況を観察する中から生まれた健康体操兼ダンスの「やり方」です。周知の通り、ソーラン節に降り付けたダンスはしらせ

た現代の子どもですら熱中する優れたリズムと躍動する踊りを組み合わせたダンスです。人気の種目なので、運動会シーズンには多くの学校から練習の声が聞こえてくるのをご存知の方も多いことでしょう。年寄りもこの踊りを楽しみたいが、実際にはダンスの動きが激しく速いので指導はさぞ難しい筈です。そこで座ってでも出来る「座・ソーラン」の開発につながったといいます。相手の要望も、興味も、状況も「対象」に接してみて初めて実感として分かるのです。少子化の防止策にしても、高齢者の活力維持にしても、子育て支援の方法にしても、時代が要求するあたらしい問題の解決に、従来の常識的発想は通用しないことが多いのです。新しい問題は Client-Oriented Approach でなければ解けないのです。現行の生涯学習施策や学問上の解析が実際の役に立たないのは、立案者が「現場」に立ち、具体的に「対象」に接して開発したものではないからではないでしょうか？。

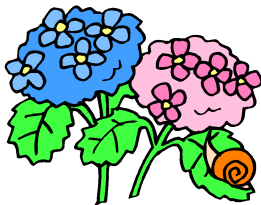


◆3◆ 実践者の「実感」がカギである

島根県浜田の NPO 法人リベロの中川一男さんはフリースクールから長期の自然体験キャンプまで幅広い少年教育を手がけて来ました。不登校の子どもを対象としたフリースクールの卒業生の学校への「復帰率」は100パーセントとのことでした。お見事という外はありません。その秘訣は事前の綿密な面接にあるといいます。中川さんは面接を通して自分と引き受ける子どもとの感性が合わなければ入校を許可しないといいます。指導の成否には師弟

の「相性」が重要だからです。「指導の相性」に徹底的に拘るところが NPO であり、学校との決定的な違いであると言ってもいいかもしれません。現場と対象の実態を想定すれば、自らの感性と自信にこだわらざるを得ない、ということでしょう。

現行のシステムにそこまで要求することはもちろん酷であり、不可能でもあります。教育指導の原則として重要であることを忘れてはならないでしょう。



第26回生涯学習実践研究交流会総括「Ⅱ」

「選択」と「集中」と「複合化」

ここ数年の自分の観察からも、第26回大会で得た教訓も、事業効果の秘訣は、「選択」と「集中」と「複合化」です。これらは教育資源の乏しい時代に、社会の要請に応えるための不可欠のスローガンです。折から国の社会教育実践研究センターが実施する全国の生涯学習センターの交流会にお招きを受け、パネル・ディスカッションに参加することになりました。大会総括の「Ⅱ」はそのための発言要旨として使うことにしました。

◆1◆ 行政の惰性が止まらない

これまでの社会教育行政は、意識的・選択的な個人参加者の生涯学習支援には大いに努力しました。しかし、生涯学習を選択しない学習者の支援はあきらめて捨ててきました。また、残念ながら、時代が緊急に求めた子育て支援にも、高齢者の学習成果の社会還元にも、男女共同参画にも、青少年の自立や鍛錬にも、ボランティアの養成にも、まちづくりにも、目に見えるような具体的な成果や貢献は少なかったことは明らかでしょう。それゆえ、社会教育行政に対する政治の評価は決して高くないのです。結果的に、予算も、人員も大幅な削減が続いています。もちろん、地方の政治家の方も、社会教育行政や施設の人材配置に十分な気を使っているとは思えませんが、今更、不平を言っても始らないでし

よう。行政は所与の条件の下で仕事をするしかありません。政治も、行政も最終的な評価原則は公金投資に対する結果責任が問われます。公金を投資する以上、社会への貢献と成果が見えなければ、政治の上で軽んじられてもやむを得ないのです。

社会教育行政はこれまでの一般市民全体を想定した学習支援型の政策方針を思い切って転換すべきです。自己責任の時代に倣って、公民館や生涯学習センターの趣味・教養・実益・軽スポーツ講座など従来から手がけて来た一般市民のための生涯学習支援策は思い切って捨てるべきだと思います。「金もない。人も足りない」、という行政状況の中では、個人的な学習は「自分の努力と工夫でやってもらう」しかありません。「パンとサーカス」の楽し

みと日常個別の「実益講座」はすでに市場にふんだんに提供されているのです。

公民館でも生涯学習センターでも、学習の成果が主として個人に還元される種類の学習支援は老若男女：対象に関わらず、個人学習者やグループサークルの自発的努力にゆだねるべきです。

過去の施策を単純に繰り返す姿勢を抜本的に変えない限り、生涯学習を「選択するもの」と「選択しない(できない)者」との「生涯学習格差」は広がる一方です。また、集中を徹底しない限り、乏しい「資

源」を効果的に活用する方法はありません。具体的な社会貢献の成果を上げることが出来なければ、財政当局はもとより、政治を説得して社会教育行政に十分な支援を再獲得することなど出来る筈がありません。政策資源が不足している以上、発想の転換は「選択」と「集中」によるしかないので。最大の問題は社会教育行政の発想が変わらず、施設運営の惰性が止まらないことです。

◆2◆ 「選択」と「集中」の対象

一般市民に生涯学習と生涯スポーツ実践の自立を求める以上、社会教育行政が選択し、集中すべき対象は、「自立を要求出来ない対象」です。「自立を要求できない対象」とは、病人や障害者を除けば、高齢者と子どもと子育て中の母ということになるでしょう。

したがって、「選択すべき対象」はこの3者です。従来の青少年教育は「自立」を目標としてその中身と方法を抜本的に変えなければなりません。社会教育施設は子どもの「守役」として子どもを鍛え、家庭に子どもを鍛えることを「教え」、「説かなければ」なりません。また、従来の「野外活動」や「通学合宿」や日常の「子どもの遊び支援」は、「女性支援」と繋いで総合的な子育て支援システムの中の「部分プログラム」にすべきです。子育て奮闘中のお母さん方に対する支援も、共同保育や共同遊びや子育てサロンのような一時的なものに限定せず、母の苦労を社会が分け持てるような「養育の社会化」のシステムにまで作り上げることが必要です。例えば、せめて夏休みの半分ぐらいは朝から晩まで地域が子どもの日常生活を引き受けられるような仕組みを開発することです。「放課後子どもプラン」はそのよ

うな発想の下に生まれたのではなかったでしょうか？公民館は学校と組んでその一翼を担い、広域の生涯学習センターは協力的な特定市町村を選んでモデル事業を起こして「養育の社会化」のあるべき中身と方法を示すのです。母と子を同時に支援するシステムが出来れば、「共同保育」も「共同の遊び」も「子育てサロン」もシステムの一環として実施が可能になります。

高齢者の学習支援は、従来の老人学級や高齢者大学を廃止して、「高齢者の社会参画のための学習支援と社会参加支援」プログラムに変革しなければなりません。「学習」がメインではなく、「社会貢献」をメインにするのです。定年熟年者の老衰の重大原因の一つは「社会との縁」が切れて、「世の無用人(藤沢周平)」となることです。世の中から必要とされなくなれば、熟年は生きる意欲も、気概も失い、自らの活力維持の努力を止めてしまうからです。子育て支援事業：「豊津寺子屋」では、「幼老共生」を掲げて、熟年のみなさんが放課後や休暇中の子どもの日常指導を担当し、ご自分の元気はもとより、子どもの元気と女性の元気を同時に生み出しているのです。

◆3◆ モデルハウスの思想—「集中」の方法

住宅会社は販売促進の営業活動に「モデルハウス」を活用します。最も具体的で、最も効果的で、最も経済的だからです。多くの日本人は積極的で、

賢いですから、「モデル」を見れば、その良し悪しも、コストも、作り方も素早く理解し、説明の手間が省けます。行政もこの手法に学ぶべきでしょう。資源を

集中させるということはモデルプログラムを市民に提示するということです。行政の「公平」の原則やサービスの「均等性」にこだわり過ぎれば、全領域に「投網」を投げるようなこれまでのやり方になりますが、財政も人員も不足している現在「投網方式」ではほとんど効果のない「薄く、「浅い」施策しか打つことはできないでしょう。

モデルハウスは住宅の基礎工事も、土台も、骨組みも、内装も、断熱材も、屋根の太陽光発電も、水回りも、排水も、防犯も様々な要素を複合的に組み合わせ提示しています。「良い家」とは複合課題を解いた結果だからです。これからの社会教育行政の課題が応えるべき子育て支援も、高齢社会対策も住宅と同じく複合課題でしょう。複合課題を解くためには、たくさんの必要条件を組み合わせることが重要です。それゆえ、「子育て支援」は「女性支援」でなければならない、同時に発達支援のプログラムが不可欠であり、財源がない以上、そのプログラムの実行には熟年層のボランティアによる加勢が必要になります。ここで少年教育と高齢者の社会参加がドッキングします。これまで「青少年教育」とか「高齢者教育」とか対象別に分けて来た分業システムそのものが生涯学習支援事業の形態の「無境界化」によって、分業の意味がなくなって来たのです。「集中」と「組み合わせ」の必要は社会の仕組みも、社会教育のプログラムのあり方も変えつつあるのです。

分業の縄張り意識と袋小路に入り込んだ事業の実態を正すためには、まず事業目的を分業の制約から解き放って複合化することです。子育て支援は女性支援でなければならないということはそういうことです。子どものことを考えるときは常に、実質的に子育てを担当している女性の福祉を想定し、合わせて子どもの指導をお願いする熟年の活力維持を目的に加えるべきです。また、ボランティアを「ただで」活用するやり方を止めない限り、持続的な活動に参加できる人々は特定の層の人々に限られてしまいます。諸外国の実践に倣って、ボランティア振興法を制定することが理想ですが、まずは、ボランティアの「費用弁償」制度の確立に向けて多くの実

践を積み重ねて行くことも行政の重要な役割でしょう。高齢者教育の担当者は、労働の季節が終わったあと、ボランティアの機会を知らずに社会との関係が切れて行く定年者は一気に衰える、という実態を知るべきです。

単一目的に囚われる「単眼」の発想は危険なのです。たとえば、福岡県の「アンビシャス事業」は子どもの遊びの支援を中心に発想し、国の「放課後子どもプラン」を吸収したため、結果的に、学童保育との組み合わせは不可能になり、子育て支援と女性支援を組み合わせた多くの優れたプログラムをつぶしてしまいました。「単眼の発想」では現代の要請に応えることは出来ないのです。

「複眼の発想」をすれば、岡山県の「NPO 法人子ども達とともに学ぶ教室シニアスクール」のように、高齢者を学校に入れることによって、学校を変え、高齢者を元気にし、世代間の交流を活性化しています。同じように福岡県飯塚市は本年2学期から全小学校に「熟年学び塾」を導入することを決めました。合併前の穂波町の実践の広域への応用です。学校に入って学び始める高齢者は自らの活力を維持するに留まらず、やがては学校の支援システムとして広がって行くことが期待されています。同じく福岡県旧豊津町の「豊津寺子屋」は県が設定した「放課後子どもプラン」の補助金の仕組みでは、男女共同参画と少子化防止の目的を組み合わせ、子どもの支援、女性の支援、高齢者の支援、ボランティアへの費用弁償を同時に実行することは出来ないで町の単独予算で進めています。

相談事業についても、先の大会総括「I」で紹介した通り、佐賀のNPO 法人SSFの実績に見るように、クライアントの来訪型相談から「訪問型支援」に切り替えて、大きな効果を上げています。カウンセリングと生活指導を組み合わせる発想が必要なのです。しかし、電話相談や来訪型相談を主とする現行施設のサービスでは全く歯が立たないことでしょう。要は、優れた全国のモデルを発掘してまずはその「モデリング(模倣)」から初めて見るのだと思います。「手本に倣う」ことこそ生涯学習の基本ではなかったでしょうか？



MESSAGE TO AND FROM



 お便り有難うございました。また、第26回大会で再会を果たし、嬉しいことでした。今回もまたいつものように編集者の思いが広がるままに、お便りの御紹介と御返事を兼ねた通信に致しました。皆様の意に添わないところがありましたらどうぞ御寛容にお許し下さい。

★ 京都府亀岡市 山下ひろ子 様

Happy retirement !とは申し上げませんが、大学のご入学、博物館学のご専攻は心からお祝い申し上げます。後々の計画と合わせ考えて、まことに御見事、あっぱれのお志と感服いたしました。日本の大学は経営上の評価がなく、終身雇用制の上、競争が希薄なので、結果的に研究でも、学生指導でも、精気に欠けた教員が多いのですが、あなたの期待通りであることを祈っております。夏休みなどお時間ができましたら、福岡へもう一度足をお運びください。私はまだ行ったことがないのですが、九州国立博物館はなかなかの評判ですのご案内したいと存じます。また、実際に博物館のボランティア学芸員の役割をお引き受けになる時が来たら、ぜひご一報ください。楽しみにお待ちしております。

★ 鳥取県 葛山克司 様

第26回大会総括のご挨拶は視点も、中身の的確に「型」が決まって感服して拝聴いたしました。大会のフィナーレが締まって、誠にお見事でした。今年は、大山町と相談して鳥取県でも「移動フォーラム」を実施したいと考えております。参加者は県の西部に限定されるでしょうが、10月の連休は一緒に研究会をやりませんか？

★ 島根県雲南市 和田 明 様

お元気なお姿に接し嬉しいことでした。再会に興奮して懇親会の喧噪の中で久々にしゃべりまくって当夜は喉をつぶしました。新しい NPO でも変わらぬご活躍をお祈りいたします。湯村課長さん以下たくさんの方の地域支援コーディネーターのみなさんが参加してくださり大会の学社連携ムードが高まりました。改正教育基本法も第13条を新設して学校と地域の「連携」の必要をうたいましたが、雲南の試みが

実を結べば新しいモデルになることでしょう。楽しみです。

★ 広島県 石川順雄 様

「少年の家」の暮らしはいかがでしょう？ 今回ではお目にかかれず残念でした。代わりに来てくださった芳川さんとは久々に話が出来ました。実行委員会もつつがなく審議を終えましたのでご安心ください。旧大野町「ビッグフィールド大野隊」の川野さん、紙芝居の中村さんのお元気なお顔がそいました。

★ 長崎県長与町 松本英俊 様

あなたが大瀬戸町時代に蒔いた種が見事に育って時代の脚光を浴びるようになりました。今回の大瀬戸「夜究教室」に付きっきりのテレビ取材は驚きでした。男の自立宣言と料理の研究会がかくも注目を浴びるのは男女共同参画が進んでいないことの「象徴」でしょうか！？ なにはともあれ杉本会長以下のみなさんが活動を拡大しながらお楽しみのご様子は何よりのことです。懇親会に差し入れて頂いた男達自慢のタコの刺身は抜群の味でした。

★ 佐賀県佐賀市 馬場三恵子 様

生涯学習課長の「腕」を楽しみにしております。県庁の関さん共々頼りにしております。7月の「移動フォーラム」ではお世話になります。福岡では、昼間忙しい方々も夜には参加すると張り切っておられるそうですのでどうぞよろしく。今回は懐かしい鴻上さんや「アバンセ」の大草館長ほかたくさんの方のみなさんもご参加くださって佐賀の勢いを感じました。これから始まる交流が楽しみです。小副川会長さんと一緒にいただいた「羊羹」はいじましくも一人でごちそうになりました。



編集後記 : 神様がくれた時間



5月の晴れた日は限りなく美しい。五月晴れとはよくぞ言ったものだと思う。日の出前に崖下の農家の一番鶏がなくと我家の犬達も“散歩に行きたい！！！！！”と鼻を鳴らし始める。昼寝の出来ない妻に気兼ねして仕方なく寝ぼけ眼をこすりながら犬たちと早起きして森に出かける。ここからが神様がくれた時間である。

私が毎日歩く森は檜の人工林と自然の原始林とが細道に沿って混在している。森を歩くようになってわずか5年であるが、道ばたの木々はだいに茂って鬱蒼たるものになった。木漏れ日が美しく、木の間がくれの相原の池が緑色の鏡のように空を映し、雲を映し、森を映し出す。これまた神様がくれた風景である。体調が普通の日には二つの灌漑用の池を1周して玄界灘を一望するなだらかな丘に登る。誰も周囲にいないれば犬達を放してやる。父親のカイザーも走るが、子犬のレックスは前足を胸の下に抱え込んで跳ぶように宙を駆ける。日本語では「疾駆する」とでもしか言いようがないが、狩猟民族が「ギャロップ」というのがこれだ！レックスの向こうに宗像の4つの山；四ツ塚が横たわり、遠く玄界灘に浮かぶ筑前大島と地の島が見える。

時間があって、体調がすこぶる良い時は一番高い「のぞみの丘」に登る。頂上は南北に開けていて、まちも、四ツ塚も一望できる。海から来る風は四ツ塚を越え、森を吹き抜け、まちへ駆け降りて行く。

過日、公民館の英語クラスの生徒さんが「千の風になって」の原詩を教材に選んで暗唱し、みんなに紹介してくれた。死んだ後は、「風になる」という、今、人気の歌の元になった詩である。I am the

thousand wind that blow、I am the sun light on ripened grain(時に千の風になって吹き通り、陽光となって実った穀物に降り注ぐ)、とある。愛した人は墓にじっと眠ってはいない。優しい秋の雨になり、夜空に瞬く星になり、きらきらと輝く雪にもなる。朝は舞い上がって空に弧を描く鳥の力になり、愛するもの達を目覚めさせるという。英国で最も愛されている詩だとインターネットの解説にあった。そういう死に方ができれば一番良いのだが高齢社会の常として、そうは問屋が卸すまい。

犬達と山道を下ってくると「紅葉の森」と表示のある小さ

な木立の丘に出る。秋も美しいが5月の新緑はこよなく爽やかである。紅葉の森と檜の森の間が草原になっていて今は一面のあざみが咲きほこり、あたりが紫色に染まっている。まちのシルバー人材の方々を整備した丸木の階段に腰を下ろすとあざみの静寂に身を包まれる。犬達にも紫色に染まった草原の美しさが分かるらしい。おとなしく私の両側に坐って吹き抜ける風を聞いている。これは神様がくれた時間である。



『編集事務局連絡先』 三浦清一郎 住所 〒811-4177 宗像市桜美台 29-2

TEL/FAX 0940-33-5416 E-mail sdmiura@fj8.so-net.ne.jp

『風の便りの購読について』 購読料は無料です。ただし、郵送料の御負担をお願いしております。

『編集事務局連絡先』まで 2007年6月号～12月号をご希望の方:80円×7ヶ月(残月分)=560円をご郵送下さい。

『オンライン「風の便り」』 <http://www.anotherway.jp/tayori/>

「移動フォーラム」および「福岡フォーラム」の年間計画

各地をお訪ねする移動フォーラムと福岡を拠点とする福岡フォーラムの概要が決まりつつあります。中身と方法はまだ立案中ですが、日程については動くことがないと思いますのでご参加をご希望の方々は今からそれぞれ予定表に組み込んで頂けると幸いです。

【 1 移動フォーラム 】

- (1) **佐賀フォーラム**: 7月11日(水)、場所は「佐賀市」です。夜の交流会も企画しております。佐賀県の関 弘紹さん、佐賀市の馬場三恵子さんが計画してくださっており、佐賀市の公民館のみなさんを中心とした勉強会になります。
- (2) **山口フォーラム**: 8月4日(土)～5日(日)、場所は山口市のセミナーパークです。山口県の赤田博夫さんと山口県中央指導者養成講座の研修生のみなさんが企画を担当してくれます。
- (3) **鳥取フォーラム**: 10月7日(日)～8日(月)です。場所は風光明媚な大山町です。企画は大山町の山田 晋教育長と入江雅史さんと相談中です。
- (4) **沖縄フォーラム**: 12月22日(土)～23日(日)、場所は琉球大学(西原町)です。井上講四先生と研究室のみなさんと相談中です。
- (5) **大分フォーラム**: 3月1日(土)～2日(日)、場所は国東半島の安岐町(三浦梅園の里)です。大分のみなさんは梅の花の美しい頃を選んだそうです。中身は大分県の中川忠宣さん以下のみなさんと相談しております。

【 2 福岡フォーラム 】

第1回は飯塚市を予定して計画中です。テーマは「あなたにも作れる NPO・指定管理者制度の可能性」を何回か連続で研究することを考えています。企画の中心は飯塚市の森本教育長です。